

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年5月31日
<b>【会社名】</b>	ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー (JPMorgan Chase & Co.)
<b>【代表者の役職氏名】</b>	秘書役 (Secretary) アンソニー・J・ホラン (Anthony J. Horan)
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	業務執行役員 (Executive Officer) マイケル・J・カヴァナフ (Michael J. Cavanagh)
<b>【代理人の氏名又は名称】</b>	弁護士 森 下 国 彦
<b>【代理人の住所又は所在地】</b>	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
<b>【電話番号】</b>	(03)6888-1000
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法

ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー（以下「JPモルガン・チェース」又は「当社」といいます。）は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第12条第1項の規定に従い、米国1934年証券取引所法Rule13a-15(e)及び15d-15(e)に定義される米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準（以下「米国内部統制基準」といいます。）に準拠して、当社の内部統制の評価及び報告書の作成を行なっています。

## 米国と日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

米国内部統制基準と日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準（以下「日本内部統制基準」という。）との主たる相違点は、次の通りです。

### (1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて内部統制の評価を行うことが要求されていますが、米国においては、公開企業は米国企業改革法第404条により要求されている財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、報告することとされています。

### (2) 評価対象となる会社

米国内部統制基準では、当社及び連結子会社についての財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されていますが、日本内部統制基準では、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されています。

### (3) 「財務報告」の範囲

米国内部統制基準では、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る対外的な報告の信頼性を確保するための内部統制及び個別財務諸表に係る内部統制は、財務報告に係る内部統制の範囲に含まれていませんが、日本内部統制基準では、評価及び監査の対象となる財務報告に係る内部統制の範囲に含まれます。

### (4) 内部統制の枠組み

米国内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されておらず、当社ではトレッドウェイ委員会組織委員会（以下「COSO」といいます。）が発行した「内部統制の統合的枠組み」で確立された基準に基づいています。日本内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みが、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されています。

## 米国と日本における内部統制監査との主要な相違点

当社は、金融商品取引法第193条の2第2項第1号の規定に従い、米国の独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから、米国公開企業会計監視委員会の基準（以下「米国内部統制監査基準」といいます。）に準拠して内部統制報告書の監査証明を受けています。

米国内部統制監査基準と、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主たる相違点は、次の通りです。

- (1) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行います。米国内部統制監査基準では、財務報告に係る内部統制に対する意見表明を行います。
- (2) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲としますが、米国内部統制監査基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを監査の範囲とします。
- (3) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれますが、米国内部統制監査基準では監査の範囲に含まれません。

### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しています。財務報告に関する内部統制は、当社の主要業務役員及び主要財務担当役員、又は同様の職務を履行する者の監督の下、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる会計原則に従った外部報告目的の当社財務書類の作成に関して合理的な保証を提供できるように設計されています。

当社は、COSOが公表した「内部統制の統合的枠組み」における規準に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

当社の財務報告に関する内部統制には、以下についての方針及び手続が含まれています。

- (1) 当社の取引及び当社の資産の処分を合理的な範囲で正確かつ公正に反映する記録の維持に係るもの。
- (2) 米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また当社の収入及び支出が当社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの。

(3) 財務書類に重大な影響を及ぼす可能性のある当社の資産の未承認の取得、利用若しくは処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性があります。また将来における有効性の評価の予測については、環境の変化によって統制が不十分となったり、方針又は手続への準拠の程度が低下したりするといったリスクが存在します。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、COSOが公表した「内部統制 統合的枠組み」で規定される規準に基づき、当社の2009年12月31日の財務報告に関する内部統制の有効性について評価を実施しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当社の経営者は、当事業年度の末日（2009年12月31日）現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。